

就学時健康診断検討会議要綱

(目的)

第1条 学校保健安全法第11条に基づく、就学時健康診断を円滑に実施し、就学についての指導等の充実を図るため、就学時健康診断検討会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 就学時健康診断の実施方法に関する事
- (2) 就学時健康診断の実施結果に関する事
- (3) その他必要な事項

(委員)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 川崎市医師会（学校医）代表
- (2) 川崎市歯科医師会（学校歯科医）代表
- (3) 小学校長
- (4) 川崎市総合教育センター特別支援教育センター室長
- (5) 教諭及び養護教諭

(開催期間)

第4条 会議の開催期間は、毎年4月1日から翌3月31日までの期間とし、必要に応じて開催することとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐する。
- 4 委員長が、辞任その他の事由により欠けた場合は、副委員長がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、川崎市教育委員会学校教育部健康教育課において処理する。

附則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。